

建築基準法上の建築物の高さ制限について

(詳しくは建築基準法第55条、第56条をお読みください)

用途地域	高さの限度	斜線の制限		
		道路斜線	隣地斜線	北側斜線
一種・二種 低層住専	10m	勾配1.25×L1	無	5m+勾配1.25×L3
一種・二種 中高層住専	無	勾配1.25×L1	20m+勾配1.25×L2	10m+勾配1.25×L3 (日影規制適用区域は除く)
一種・二種住居 準住居	無	勾配1.25×L1	20m+勾配1.25×L2	無 (高度斜線は有)
近隣商業・商業 準工業・工業専用	無	勾配1.5×L1	31m+勾配2.5×L2	無 (高度斜線は有)

(L1, L2, L3はそれぞれの水平距離を表す)